

報告第 4 1 号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 5 月 2 6 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

【調整方針】

入湯税については、観音寺市の例により統一する。

【調整結果】

事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調 整 結 果
納 税 義 務 者	鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税			観音寺市の例により統一する。
課 税 免 除	年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 上記に掲げる者の外、市長が特に認めたもの			納税義務者 鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税
税 率	宿泊を伴う者 1人 1日 100円 日帰りの者 1人 1日 50円			課税免除 年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 上記に掲げる者の外、市長が特に認めたもの
徴 収 方 法	特別徴収			税率 宿泊を伴う者 1人 1日 100円 日帰りの者 1人 1日 50円
徴 収 手 続	特別徴収義務者 鉱泉浴場の経営者 徴収手続 特別徴収義務者 により、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記入した納入申告書が市長に提出され、これに基づき納入書により納入金が納入される。			徴収方法 特別徴収 徴収手続 特別徴収義務者 鉱泉浴場の経営者 徴収手続 特別徴収義務者 により、毎月15日までに前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記入した納入申告書が市長に提出され、これに基づき納入書により納入金が納入される。